

## 「秘密法廃止！広島ネットワーク」発足のつどいでの沢田正・共同代表の挨拶

### 安倍政権はナチに学んだ

新年おめでとうございます。今年も一緒に闘っていくということでよろしく申し上げます。

12月6日に秘密保護法が成立して以降、どうやってこれを廃止していくかということを考える中で、年末から正月にかけてなぜこの法律を廃止しなければいけないのか、そこからもう一度考えてみました。

年末に東京に行って友人と話していたら、友人が「麻生発言はこれだったんだね」と言いました。去年の7月に副総理兼財務相の麻生さんが「憲法を変えるのは静かにやろう。ナチスの手口をまねればよい」という発言をしたことをみなさん覚えておられると思います。友人から、あの時の麻生さんの発言は秘密保護法を意味していたといわれて「そうか」と思いました。

麻生発言については、私どもが昨年9月に発行した「広島ジャーナリスト」14号で、ドイツ近現代史をやっていたらっしゃる田村栄子さん、この場にも来ておられますが、内容を詳しく書いておられる。ナチスは当時世界一民主的と言われたワイマール憲法下であって、独裁を完成させた。事実はナチスはワイマール憲法を変えたのではなく、ワイマール憲法の下でヒトラーの独裁が完成したのです。

それはどういうふうにしたか。全権委任法という、政府が法律を作ることができる、要するに行政が立法を兼ねることができる、そういう法律を通してそれによってそのあと、憲法を骨抜きにする。それで独裁を完成した。

### 狙いは9条の骨抜き

安倍さんが今やろうとしていることは、まさにそれではないか。自民党が一昨年7月に国家安全保障基本法案を発表しています。去年の6月には、新「防衛計画の大綱」策定に係る提言（「防衛を取り戻す」）という名の国家安全保障基本方針を示している。安倍政権はすべてそこに書かれているシナリオ通りにやって来ているわけです。

そこにはまず国家安全保障会議を設置するとある。これは日本がアメリカと一緒にあって戦争するための、戦前で言えば大本営です。総合指令部、首相に権限を集中させる。首相と外務大臣、防衛大臣、官房長官、内閣の中でもこの4人に権限を集中させて戦争をする体制を作っていく。国家安全保障会議を設置して戦争へ進むためには秘密保全体制がどうしても必要だということで秘密保護法案を出した。それで最終的には、これから出てくるのですけれども国家安全保障基本法を通す。

この3点セットが法律として通れば、憲法9条が実質的に骨抜きになってしまう。憲法9条の下で戦争ができる。自衛隊が海外に行って、アメリカ軍と一緒に行動するということです。アメリカ軍はみなさんご承知の通り、第2次世界大戦後でも朝鮮戦争、ベトナム

戦争、湾岸戦争、イラク戦争、アフガン戦争、大きなものでもこれだけですが、その間に小さな紛争を含めてのべつまくなしに戦争をやっている、戦後約70年の間に一番戦争をやっている血まみれの軍隊です。

これと一緒に自衛隊が行動できる、そういう体制に持って行こうというのが今、安倍さんがやっていることだと思う。それを憲法を変えずにやっちゃう。麻生さんが「静かにやっちゃおう」と言おうとしたのは、その前に言っていた憲法96条で改憲をやったら、いろいろ反対が多いだろうから、そうじゃなくて法律でもって変えていけばいいという方向だと思う。

1段目の国家安全保障会議設置法が成立した。2段目の秘密保護法が成立した。それでもなく国家安全保障基本法が出てくるでしょう。国家安全保障会議が設置された後、12月17日に国家安全保障戦略が発表されています。武器3原則を見直そう、国家安全保障の社会基盤をつくるために愛国心を植え付けよう、というようなことを書いています。これはそのまま、国家安全保障基本法ができた後の大きな方針になると思います。

### 戦争開始直前の法に酷似

それでは、ここまで来た流れをどうやって変えていくのかということですが、その前に、日本の戦前、戦時中のことを振り返ってみたい。昨年、私たちが秘密保護法反対の街宣をやった時に、三浦精子さんが、戦争にどうして反対しなかったのかと親に聞いたら、戦前は治安維持法など怖い法律があって、とても反対を言えなかったと、言われたことをひいて秘密保護法を通してはいけないと訴えられた。治安維持法は1925年に成立したが、戦前の主な怖い法律でいうと軍機保護法というのが一番早く1899年にできた。その後治安維持法、それから1938年に国家総動員法、そして最後、1941年の5月に国防保安法という法ができる。1941年12月に太平洋戦争が始まる半年前です。国家総動員法で戦争に総動員する体制はできているのですけれども、さらに輪をかけてあらゆる分野で国防の秘密を守るとい法律が、太平洋戦争の半年前にできる。秘密保護法はこの国防保安法に一番よく似ているといわれています。

今回、刑事法研究者132人が反対声明を出しているが、そこでも秘密保護法は国防保安法に似ていると言っています。どこが似ているかというと、要するに「何が秘密かが秘密」という点です。戦前の日本には、戦争へ動員するためにいろんな法律があったのだけれども、アメリカ、イギリスと戦うために最後にできた法律と同じようなものを今回、安倍さんが出してきているということをはっきり見る必要があります。

戦前、戦時中にこういう思想、信条、言論、表現の自由を抑圧する法律というのはどのくらいあったと思いますか。軍機保護法、治安維持法、国家総動員法、国防保安法—これは主な法律ですが、それ以外のものを合わせると実に24の法律と勅令があった。勅令は天皇の命令で法律と同等のものです。それによって日本の戦前、戦時中は国民にとってもメディアにとっても表現の自由はなかった。国民の知る権利なんて全くなかった。そういう

下で日本はアジアに対する侵略戦争をやってきたわけです。

表現の自由、あるいは思想、信条の自由が奪われたときにどういうことになるか。戦争をやるときには、必ず権力者はそういう思想、信条の自由を奪うものを必要としているのだということを、あらためて思い起こす必要があるのではないのでしょうか。

今回法案が通ったあと、自民党や賛成論者の反論の中に、この法案が通ったらまたいつか来た道ということで大騒ぎしていると、そんなふうになるわけがないのに大騒ぎしているという論があった。しかし、またいつか来た道ではなくて、これからそういうふうにするのじゃないかという恐れが大きいから、私たちは言うわけです。

僕はここで、ドイツのヴァイツェッカーという大統領がナチスの敗戦から40年の時にドイツの連邦議会で演説した内容を引きたい。ご存じの方も多いと思いますが「過去に目を閉ざす者は未来に対しても盲目となる」—この言葉は日本でも同じです。世界に共通したことです。過去に経験したことをまた繰り返すようなことがあってはいけません。それは私たちがやるべきことではありません。

### 主権を行使し人権を守ろう

じゃあ、現実的にどういうことができるのかです。安倍さんの暴走は第2段目まで来ている。今の国会の状況をみたら、国家安全保障基本法が通るのを待つだけなのか、また来た道を繰り返すだけなのかというところですが、一つ指摘したいのは、戦前と今とでは決定的に違うということです。

どこが違うのか。憲法が違うのです。大日本帝国憲法は天皇が日本を統治するということから出発していました。そこにおいては表現の自由というものはありませんでした。大日本帝国憲法で表現の自由がどう書かれているかというと「日本臣民は法律の範囲内において言論、著作、印行、集会及び結社の自由を有す」—法律の範囲内においてです。今、日本国憲法ではどうなっているのでしょうか。第21条「集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由はこれを保障する」、19条「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」、20条「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」。

どうして違うのかというと、今の憲法では国民が主権を持っているからです。この主権を行使することは、権利ではなくて義務だと僕は思います。表現の自由というのは憲法によって与えられたものではありません。これは私たちが生まれながらにして持っている基本的人権です。これをきちんと行使しなければ、あるいは守らなければ失われてしまいます。もしこれをきちんと守っていくことができたなら、今の憲法をもっともっと豊かにすることになるでしょう。もっと言うと、日本の歴史のうえで表現の自由とか基本的人権を人民、あるいは国民がきちっと自分で築いてきた歴史はないと思います。これをきちっとつくっていくことができれば、日本の社会を非常に豊かなものとして私たちの子どもや孫に伝えることができると思います。

だから今回のこの事態は私たちにとって一つのチャンスです。表現の自由を、あるいは

国民の知る権利をこれだけ侵されそうになっているときに、それをはねのけた、それをうんと豊かなものにして伝えることができるとしたら日本の歴史にとって画期的なことです。僕はそういう意味で秘密保護法を廃止するということが日本の民主主義を豊かにする闘いである、それを僕らは今担って行けるんだということを、そういう局面に遭遇したということを楽しんでいます。ともに秘密保護法の廃止までみなさんと頑張っていきたいと思いません。